

## 第76回愛知県国土利用計画審議会会議録

### ○日時

2025年11月26日（水）午後1時57分から午後3時20分まで

### ○場所

愛知県庁本庁舎2階 講堂

### ○出席した委員

|       |      |      |       |
|-------|------|------|-------|
| 浅岡謙治  | 生田京子 | 石橋直季 | 伊藤亘   |
| 大井智香子 | 郡麻里  | 武田美恵 | 中川弥智子 |
| 丹羽洋章  | 秀島栄三 | 山崎勝美 |       |

(11名)

### ○出席した幹事

都市・交通局都市基盤部都市計画課長（事務局兼務）  
環境局環境政策部自然環境課長（代理）  
経済産業局産業部産業政策課長（代理）  
経済産業局産業部産業立地通商課長（代理）  
農業水産局農政部農政課長（代理）  
農業水産局農政部農業振興課長（代理）  
農林基盤局農地部農地計画課長（代理）  
農林基盤局林務部林務課長（代理）  
農林基盤局林務部森林保全課長（代理）  
建設局道路維持課長（代理）  
建設局河川課長（代理）  
建築局公共建築部住宅計画課長（代理）  
建築局建築指導課長（代理）  
企業庁企業立地部工務調整課長（代理）

### ○出席した事務局職員

|                      |      |
|----------------------|------|
| 都市・交通局長              | 片桐靖幸 |
| 都市・交通局都市基盤部長         | 伊井誠  |
| 都市・交通局都市基盤部都市計画課長    | 青柳克彦 |
| 都市・交通局都市基盤部都市計画課担当課長 | 平岩聰史 |
| 担当課長                 | 朝田堅次 |
| 課長補佐                 | 雉野辰二 |

課長補佐 神山 孝彦  
主査 神納 明佳  
主事 富田 皓太朗  
主事 光枝 史帆里

1. 開会（事務局：都市計画課 神山課長補佐）

2. あいさつ（会長：秀島栄三委員）

3. 議題

(1) 愛知県土地利用計画の変更について（諮問案件4件）

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 平岩担当課長）が変更案のうち諮問案件4件について説明した。

イ 質疑

なし

ウ 結論

（秀島栄三会長）

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申します。

(2) 愛知県土地利用基本計画の変更について（報告案件3件）

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 平岩担当課長）が変更案のうち報告案件3件について説明した。

イ 質疑

なし

4. その他

(1) 愛知県国土利用計画（第五次）中間報告について

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 平岩担当課長）が説明した。

イ 質疑

（郡麻里委員）

第五次県計画中間報告のデータを見ますと、水面面積の減少が見られます。その

理由としては、廃止されたため池があったということです。ため池は生物多様性にとって重要で、たとえコンクリートでできているものでも、長い年月そこがため池であると、いろんな生物が住んでいます。タガメなど、今は絶滅危惧になっているような生物も住んでいます。

他にも、渡り鳥が飛んできた時に、越冬する池としても機能します。たとえば、渡り鳥（カモ類）がロシアなどから渡ってきて、冬に過ごす池がなくなりますと、そういう鳥が、もし鳥インフルエンザに感染していたとしたら、他の池を探して既存の池に密集します。そうしている間に、鳥インフルエンザが他の野鳥に伝播して、それが養鶏場のニワトリに感染すれば、全て処分しなければなりません。生態系の劣化にもつながるのです。ですから、ため池は気軽に減らすものではないと思います。

防災の面から廃止すべきものあるとのことです、そうであれば、代替のため池や、別の場所にビオトープを作っていただくなどにより、水面の面積を維持してほしいと考えます。

諮詢案件の豊橋市都市地域の拡大について、埋め立てられて工業用地になっていましたが、このような河口付近は渡り鳥が利用するような湿地です。県の説明では、渡り鳥全体の数には影響しないとのことですが、汽水と海の水が混ざる場所は、生態系を調整する大事な場所です。ちょっとした面積でも、減って、都市化されると、集計値にはそんなに響かないかもしれません、こうしたことの積み重ねで水面面積が減ると、生物多様性が劣化する原因となります。日本国内だけではなく渡り鳥にも影響します。隣接する干潟に密集してしまうなど、鳥インフルエンザを増やす原因となるような渡り鳥の動きにも影響しますので、産業への影響も生じる可能性があります。池やため池、河口部には、大事な機能があるということを知りたいと思います。

(事務局：都市計画課 平岩担当課長)

渡り鳥については、豊橋の公有水面埋立の明海地区の南側では、実際に全国有数の渡り鳥が飛来している汐川干潟があります。ここは豊橋市と田原市の境界ということもあり、両市が汐川干潟の保全方針、マスタープランを作っています。自然環境調査として、渡り鳥などの飛来数や、生態系の調査を行っています。その報告によりますと、汐川干潟での渡り鳥の飛来数は、特に減少傾向はありません。

また、豊橋市と田原市の2市が合同で、年に2回の自然観測会を実施しています。干潟を大事にしようという住民の意識を醸成するため、干潟の重要性を住民の皆さんに知ってもらう取り組みも進めています。今のところ、汐川干潟の北側にある明海地区の公有水面埋立では、環境への影響はないという状況です。

(郡麻里委員)

たとえば上流から水が大量に流れて来た時に、本来だったら水域だったところが

今は埋め立てられているわけですから、その分の水が逆流する可能性もあります。河口というのはとても大事で、生態系をよくしたり、市民が安全に暮らしたりするのを手伝ってくれる調整地となっています。小さいエリアですが、こういうところを保全していくことの積み重ねが、今後とても重要であると思いまして、発言させていただきました。

(事務局：都市計画課 平岩担当課長)

県としても、ダムの堆積の砂を利用して、干潟を継続的に造成するように、着手しているところです。確かに埋め立てをしたことによって干潟が少なくなっているというようなこともありますので、環境に影響がないよう取り組んでいます。

最近ではアマモの造成を行う実証実験も実施しています。藻や藻場の拡大に向けた、知見を得るためのものです。

(郡麻里委員)

ありがとうございます。藻場の保全は、多様な生態系のためにとても重要です。

また、砂浜も侵食されて少なくなっています。イカナゴを孵化させたり、イルカの仲間（スナメリ）が食べる餌を育てたり、砂地の場所が減ると、地域の多様性が劣化します。県として堆積土砂を砂地に、砂浜にしたり、藻場も増やそうとしたりされているということがわかりましたので、今後に期待したいと思います。

(幹事：農地計画課 後藤課長補佐)

農業用ため池について、資料17ページの左上のグラフですが、2019年に面積が大きく減少しているということで、先ほどの説明の中で廃止とありましたが、中には見直したものもございます。豪雨により農業用ため池が決壊し、尊い命が失われたことを契機に、2019年に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」という、いわゆる「ため池管理保全法」が成立しました。農業用ため池を都道府県に届出をしていただくという制度で、個人、民間が所有しているもの、市町村等が所有しているもの、それらの届出を受けて、県は農業用ため池のデータベースとして公表しています。その公表の際に、所有者の不明なものや、堤体がなくて、水たまりの状態のものなどは、農業用ため池としては扱わず、また、独立行政法人水資源機構が所有するため池は除外しています。2019年に目立って水面の面積が減少しているのは、こうしたデータベースを整理した影響が大きいと考えています。

また、廃止するものとしては、防災重点農業用ため池といって、決壊したときに人命に影響のある、被害を及ぼす可能性のあるものを指定し、重点的に耐震化対策、老朽化対策を実施するという計画を立てています。その中で、もう使われていないため池については、そのまま残しておくと、危険な状態になるというところもありますので、そうしたところは今後廃止するという計画になっています。31か所ほどが計画にあり、今後、地域と連携して、実施していきます。

農業用ため池の多面的機能というのは、大いに發揮させるべきものでありますので、農林基盤部農地計画課としては、ため池の保全にしっかりと取り組んで参りたいと考えています。

(郡麻里委員)

ため池の保全と機能の回復については、たとえば廃止してしまう前にもう一度掘り返してみるなど、その土壌、泥の中から貴重な水草の種が出てきたり、それが発芽したりすることもあります。全部廃止してしまうのではなく、水生生物を復元したり、ビオトープにしたり、地域の憩いの場所にするとか、活用することも検討していただければと思います。

(丹羽洋章委員)

第五次県計画中間報告では、農地面積について、計画と実績の差は2%以内ということで計画通りと評価されています。参考資料にありますいわゆる改正農振法は、農地転用の際には農地の総量確保をせよ、簡単に言えば、開発した分の面積は他で農地を作れということと理解しています。これは食料自給率の向上だとか、食料安全保障上、これ以上農地を減らすわけにはいかないという国の考え方だと思います。

ただ、一方では、愛知県では「モノづくり日本一愛知」として、工業用地の需要が高い状況が続くと想定されます。本日の諮問案件でも、農業地域縮小の場合に、希望される農家には他の地区で農地を斡旋すると説明がありました。今回の案件で実際にそうした事例があったのかどうか尋ねませんでしたが、今後はそれが厳しく判断されたうえで農地転用が許可されるということでした。

これによって、どの程度実効性が担保されるのかについてですが、次の愛知県国土利用計画の面積目標には、今回の農振法の改正が、どの程度の影響があるとお考えでしょうか。見通しを教えていただけますか。

(事務局：都市計画課 平岩担当課長)

今後策定する、という段階ですので、まだ作業に取りかかっていないということもありまして、見通しについては、お答えしかねる状況です。

(秀島栄三会長)

今後、精査していくことでしょうか。

(事務局：都市計画課 平岩担当課長)

今後、詰めていきたいと考えています。

## 5. 閉会